

## 令和5年度岡山市こども総合相談所の第三者評価の結果について お知らせします

市では、令和4年1月に発生した被虐待児童死亡事例の検証を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを行ってきました。この度、児童相談所および一時保護所の更なる業務の質の向上を図ることを目的に第三者評価を受審しました。

### 1 概要

岡山市こども総合相談所では、第三者評価の受審を努力義務に定めた児童福祉法第12条の規定<sup>(※1)</sup>に基づき、令和5年度に初めて第三者評価を受審しました。なお、政令指定都市の中では、児童相談部門での受審は4例目、一時保護部門は18例目です。

(※1) 一時保護所の第三者評価については、令和6年4月1日から義務化されています(内閣府令第27号「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」第4条)。

### 2 評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関(J-Oschis)

### 3 主な評価と課題

#### (1) 良いと評価された事項

多様な専門職種の配置(児童相談部門)、居室の個室環境(一時保護部門)

#### (2) 課題とされた事項

職員実働数の不足、児童虐待相談対応件数の捉え方(児童相談部門)、国の職員配置の基準の見直しに対応した職員の増員(一時保護部門)

### 4 課題とされた事項への対応状況

#### ▼職員実働数の不足について

…担当職員を増員(令和5年10月 2名、令和6年4月 8名)

#### ▼児童虐待相談対応件数の捉え方について

…集計方法を変更<sup>(※2)</sup>

#### ▼国の職員配置の基準の見直しに対応した職員の増員について

…児童指導員1名と心理療法担当職2名を配置(令和6年4月)

(※2) 詳細は「令和5年度における岡山市の児童虐待相談対応状況についてお知らせします」の提供資料にてご確認ください。

## 5 評価結果

---

詳細は別紙にてご確認ください。

### 【問い合わせ先】

岡山市こども総合相談所 宮野・友田

直通086-803-2525 内線5592

岡山市こども総合相談所長 様

岡山市こども総合相談所の第三者評価  
報告書

(令和5年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 総評

(2023年9月12日~13日 実地調査実施分)

### 良いところ

○本児童相談所（以下児相）には、児相の重要な機能である、社会診断・心理診断・行動診断・医学診断・法的対応も可能なソーシャルワーカーや、心理士、医師、保健師、児童指導員、保育士、弁護士など多数の専門職種が配置されています。特に、児童精神科医による医学的診断やソーシャルワークプロセスへの関与、職員へのコンサルテーションなど優れた実践を行っており、高く評価できます。また、岡山県からの児相経験年数 22 年の所長補佐の配置は、今後の児相にとって大きなチャンスとなり得る人事だと思いました。

○受理したケースを 1 件 1 件丁寧にアセスメントしようとする姿勢をもち、不適切な養育へのリスクがあれば、児相として積極的に係属していこうという方針で業務が行われている点も高く評価できます。

○一時保護された子どもの保護期間が、最低限に抑えられています。一時保護は、さまざまな生活上の制限があり、必要最小限でなければなりません。全国平均が 40 日程度であるのに対して、当児相の平均入所日数は 15 日程度であり、これは、全国的にもトップクラスの短さです。援助方針会議において、一時保護された子どもの状態を丁寧に報告し、全所的に把握し、必要ならば委託一時保護を積極的に行っていることがこのような結果につながっていると思われる、高く評価できます。

○地域の、特に児童精神科医療領域のリソースが他の自治体に比較して恵まれており、そのことをフルに活用して児童精神科医療への結びつけが迅速に行われています。

○虐待死亡案件を受けて「アセスメントシートの利用解説書」などの実務ガイドラインを作成し、地域子ども相談センター（以下、地こ相）というとの連携強化の指針としている点は評価できます。

○援助方針会議では、若手を含む各担当部署の職員により、「child first」の視点からの発言が積極的になされていました。このことは、子どもとの関係において、場面に応じて質の高い対応がすべての担当部署においてできていることの証左であり、岡山市子ども総合相談所の大きな資産になると思われました。

### 課題 1 職員実働数が少なすぎる

○児童福祉司（以下福祉司）と児童心理司（以下心理司）の実働数が不足しています。福祉司については、人口比に基づく法定数を満たしています。しかし、そもそもその人口 3 万人に 1 人の児童福祉司の配置は、福祉司一人当たりの業務量が児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談 40 ケース相当になるよう求めたものです。このことを考えれば、貴市における業務量は膨大となっており、一人の福祉司が適切に調査や相談支援を行える数を大幅に超えていると見受けられます。結果として、滞留するケースが発生してしまう可能性が高くなります。

○心理司の数も、産前産後休暇、育児休業中の職員を含めれば法定数を満たしているものの、教育相談部門（特別支援教育の要否）や医療機関からの依頼による心理検査・発達検査の実施を余儀なくされており、“児相で受理し、児相でなければ対応できないケース”の心理的なアセスメントや心理的支援が十分に行えない事態が生じています。

特に心理司は職員の年齢層が偏っており、当児相ではちょうど産前産後休暇、育児休業が重なって

実働職員数でカウントした場合は不足してしまっています。実数が少ない専門職種のために、休業による代替職員も確保できていない現状があります。

○貴市及び国の死亡検証報告書において人員体制の見直しが求められ、今年度より、今までの警察OBに加えて、現役の警察官を一名配置していますが、対応が十分とは言えません。組織内のオーバーワーク等危険因子が財政・人事当局に伝わっていない可能性があるのではないのでしょうか。管理職は福祉司や心理司の担当業務量の多さについて具体的なデータを示し、財政・人事当局と粘り強く折衝していただきたいと思います。

○組織として課長やスーパーバイザー(指導教育担当福祉司および指導教育担当心理司。以下、「SV」)は配置されていますが、実働人員不足から地域担当など一般職員業務の補填をせざるを得ず、その結果としてSV業務やケース進行管理を行えないことが慢性化しています。

### **課題2 地こ相による児童虐待への役割分担が十分に行えておらず、児相が受けざるを得ない**

○基礎自治体としての家庭児童相談機能は、各行政区内に地こ相が置かれており、児相と地こ相の分担基準の考え方は示されていました。しかし、児相と行政区との間の主担当の整理や、市町村送致などの対応が現実的にはあまりなされていないことがうかがわれたので、児童福祉法に立ち返って児相と地こ相の分担の見直しが必要と思われます。評価者には、他の自治体と比較して児相に負担がかかりすぎているように映りました。

○虐待相談に対する児相の援助方針決定の内訳を見ると、そのほとんどが「継続指導」であり、「助言指導」「市町村送致」「市町村指導委託」がほとんど採られていませんでした。このことが、上記の実態をよく示しているかと思えます。児相の側も、方針として相談の主担当を地こ相に委ねて、自らの担当業務を整理しようとする姿があまり見られませんでした。

### **課題3 相談の受理から終結までが適切に構造化されていない**

○調査で拝見した児童記録票には、相談案件毎にいつどのような対応を決定したか(受理・処理・終結)という記載が明確になされておらず、また虐待相談では、同一児童の同一案件に対する異なった機関からの複数の通告を、必ずしもその都度受理していないということが分かりました。児童相談所運営指針では、相談・通告は一つの相談通告に対して、受理→終結処理(具体的には助言指導) / 受理→措置→措置解除により終結 / 受理→継続指導開始→継続指導終結 / 受理→処理としての送致、とされています。受理においては調査の方針、継続指導や児童福祉司指導においては援助プランを立てる上での事前評価としてのアセスメント、継続的指導中におけるモニタリング、終結にあたってのEバリュエーションの流れがあります。こうした援助の流れの各局面で「判定会議」「援助方針会議」により、合議されるのが児相です。また、こうした流れが滞らないようにするための、対応決定をめぐるケース進行管理が重要であり、それぞれの局面における合議を確実に行えるよう、相談進行の構造化をはかることが必要と思われました。

○膨大な担当ケース数の慢性的な蓄積の背景には、ケースマネジメント方法の構造的な問題があるのではないのでしょうか。「1受理・1処理」という基本枠組みからの相談管理方法を根本的に見直し、上記の「相談進行の構造化」をタイムリーに行うことで、現下の慢性的な状況はかなり整理されると思われ

ました。そのことを行う中で、うまく機能していないSV業務も、“援助計画に基づく継続的な対応を要する相談”と、“終結させる相談”をはっきりと識別させることで、先行き見通しをもった明確なケース進行管理や有効なスーパーバイズを効率的に実現することができるように思われました。以上の整理は、虐待相談において特に必要と思われ、まず児相の業務の見直しとその改善を遂行することが、地こ相との相互連携の実際を構築できることにつながるものと思われま。

#### **課題4 虐待の捉え方の見直し**

○岡山市と岡山県ではいくつかのツールや考え方を共有していました。岡山市が政令指定都市になるにあたり、児相を開設するうえで、こうした取り組みは極めて有効であったとも思われます。しかし、特に、面前DVを虐待とするかどうかについては、全国標準と乖離している状況が見受けられました。全国では心理的虐待としてとらえて対応しているのに対して、当児相では「ハイリスク家庭」ととらえている事例が数多く見受けられました。個々の事例に対しては、虐待だから／虐待でないからということではなく、あくまで子どもや家庭の解決すべき課題として援助が行われていますが、それらは「養護その他」として受理され、虐待事例としてカウントしていない結果、福祉司の配置基準に反映されず、また他の自治体に比べて虐待相談対応件数が少ないように見えてしまいます。

#### **課題5 各種ガイドラインの実効化を**

虐待死亡案件を受けて、「アセスメントシートの利用解説書」などの様々なガイドラインが策定されていますが、現下の実務では、この内容に準拠した事務処理と情報の共有に忙殺されてしまっていることを聞き取りました。地こ相との相互連携では、アセスメントシートなどの共有は重要なことですが、援助の実務では実際にそれぞれが担うアクションプランや、その役割分担などへの相互合意が求められ、そのことへのPDCAサイクルによる点検とその結果の共有によって、援助している者同志の絆が形成されます。関係機関のアンケートでは、そのような連携が十分ではないとの記述が多く見られ、また担当ケース数の多さから十分に対応できていないことも聞き取りました。上に述べた援助実務での連携が行われた時に、整備されている各種ガイドラインが有効なものになるのではないかと考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案等
職員	<p>○職員各位におかれましては、業務量の多さのみに打ちひしがれることなく、若手も含めた各セクションの所員が、その時々子どもへの対応を「child first」の視点で実践し、子どもについての的確に語る事ができており、高く評価します。</p> <p>○「慢性的な担当ケース数の累積」、「心理司の多忙による福祉司との連携対応が十分にできないこと」、「スーパーバイズ機能が実質的に機能できていないこと」、「関係機関との連携が十分行えないこと」などについては、組織の問題である抜本的な人員不足の問題だけではなく、各職員が行う現在の相談遂行のあり方にも起因していないか、職員内でも一度認識し直してみてください。</p>



児童相談所

○現在の人員不足の解消が、基本的かつ喫緊の課題であることを職場として認識し、現下の児相の実態を本庁人事課などに伝え、人員不足の解消に努めてください。現在のスタッフの児相経験年数の浅さも大きな課題です。

○同時に、現在の一人あたりの担当数の極端な多さが、単に数量の問題だけでなく、ケースマネジメントや進行管理上の課題と大きく連動していることについて、抜本的に検討してください。業務の慢性的な累積は必ず軽減・解消することが可能であり、なおかつその上で識別された継続ケース対応の継続的な検討を行う事ができはじめれば、地こ相や施設等との連携が活性化できるのではないかと考えます。一人あたりの担当ケース数が適切な件数となるように上限の設定をしていただきたいと思います。

○平成 21 年度から常勤児童精神科医が配置され、令和 5 年度に児相経験 22 年の県職員を所長補佐に任用したことは、児相として大きなチャンスにつながると思われます。さらに、例えば SV 級のポストにも、児相経験の豊かな職員を外部からの交換人事でもう 1 名配置できれば、児相変革の機動力が大きく上がるのではないかと考えました。外部の目が複数になった時に、配属された方の連携によって、職場内への良好な影響力はさらに大きくアップするはずです。

○虐待死亡案件を契機として、令和 5 年度に「アセスメントシート利用解説書」の制定などの実務ガイドラインが作成されましたが、逆にそこで示されたフォーマットに支配され、定められた事務を消化することそのものが目的となってしまうのではないかと警戒していただきたいと思います。具体的な援助プランは、あくまでも具体的なアクションプランが有効と考えます。

○心理司が担う、教育委員会・医療機関などからの心理診断依頼は、児相の本来業務外であり、これらを担当することによって児相の心理司としての業務遂行に影響が出ているようなので、早急にこの業務の見直しが行われることを期待します。もし、岡山市の事情で、専門機関である児相が当該業務を担当しなければならないということであれば、そのための人員を別途配置する必要があると思われます。

○メンタル疾患を伴う療養休暇もしくは退職職員が継続していることや、そのことに伴う業務の補填を SV が行い、そのためにスーパーバイズを十分に果たせないことについては危機感をもって対策を講じる必要があります。

○記入しやすいアセスメントシートへの改良や、何のためのアセスメントなのか等の研修が重要です。

○進行管理や地こ相との協働・連携において、プラットフォーム化された相談システムなど ICT を活用し、デジタル推進担当部署の協力を得ながら、職員の負担を減らす対策を考えたほうがよいでしょう。

<p>設置自治体</p>	<p>○現状の児相現場では、マンパワー不足と、そこから生じる担当ケースの慢性的な累積が生じていると思われます。そして、このことの解消がなければ現場の改善は見込まれず、ひいては子どもの命を守れない状況にも繋がることを、喫緊の課題として深く理解する必要があります。そのためには現場目線や子ども目線で政策に反映させていく必要があります。このことは、設置自治体の責任にもつながります。これは喫緊の課題と思われます。</p> <p>○虐待死亡案件を経て、対応強化のための数種の事務マニュアルや共通アセスメントシートを制定されましたが、そこで定められたことが各地域や現場において、実践的で本当に良い方向に寄与できているかについての検証を行う必要があります。ガイドラインの制定が、さらなる事務量の増加となって現場を圧迫しているのではないかと危惧します。具体的な援助に向けたアクションプランが創成できていなければ、ガイドラインそのものが業務逼迫や連携ができないことへの足かせとなる可能性があり、このことについて懸念されます。</p> <p>その他、心理司の児相本来業務以外の実務を担当している実態など、上の児相に対して述べたことは、そのまま設置自治体の課題であると考えます。</p> <p>○相談部門の執務室は一人当たりの業務スペースが手狭で、こうした状態が恒常化している場合、作業効率や情報管理の低下を招く恐れもあります。本庁舎のリニューアルに伴い、今後、現執務室の拡大及びミーティングスペース・検査室等も機能充実を図る必要性が高いと思料いたします。</p> <p>○専門職の育児休業代替について、単に会計年度職員を当てるのではなく、例えば「育児休業職員は配置基準に加えないことを市としてルール化する」、「産育休を見越した採用を行う」等、実効ある対策が必要です。</p> <p>○児相と地こ相の役割分担について、児童福祉法が規定している市町村と県の役割分担に沿って、地こ相の役割分担について抜本的に見直す必要があるように思われます。</p>
<p>国</p>	<p>今回の調査を通して、国レベルでの対応を求めたい点がいくつか見えてきました。</p> <p>○まず、虐待の対応件数の全国報告において、同一人口規模の児相設置自治体間での虐待相談対応件数の計上方法に大きな乖離が見られます。虐待通告があった際に、虐待程度の評価によるのではなく、すべて虐待相談として受理している児相と、そうでない児相とで、対応件数の差が非常に大きくなります。虐待相談として計上する際の統一ルールを示す必要が今一度あるのではないのでしょうか。社会はその数を現実と受け止めます。</p> <p>○面前DVによる、警察通告からの「心理的虐待」の相談件数が極めて多数にのぼっていることが、虐待相談対応件数の急激な増加の一因となっていることは周知のとおりです。そして、その場合でも、児相は虐待相談として定められた初期対応を行わなければならない、現場の仕事量の増加に大きく関連していると思われます。面前D</p>

Vのすべてが虐待ケースとして深刻でない訳ではありませんが、通告内容によって初期対応や事案の対応方法について、柔軟な対応が可能なガイドラインの教示がそろそろできないものでしょうか。現在の児相における業務量の軽減を図ることもまた、そのことによって喫緊なケースに対する濃密な対応が可能となる条件を作り出すことができ、結果として子どもの命を守ることに寄与できるのではないかと考えます。

○児童相談所の体制強化のプランが二次にわたって示されました。特に福祉司数については、一人当たりの業務量が児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談 40 ケース相当になるよう人口 3 万人に一人を基準としました。福祉司数の算出に当たっては、虐待対応件数を反映させる補正はあるものの、都市部においては、福祉司一人当たり 40 ケース相当を大きく超過しており、職員の中途退職、休職などが相次いでいるだけでなく、適切な児童相談への対応が著しく困難な状況となっている自治体が少なくありません。福祉司の配置は地方交付税頼みとなっている自治体が多く、交付税算定方法は児童相談所の体制強化を大きく左右します。強化プラン本来の趣旨である福祉司一人当たり 40 ケース相当が確実に実現できるための施策を強く要望します。

○慢性的な人員不足に対しては、単に職員を大幅に増やすだけでは、児相キャリアに乏しい経験値の浅い職員集団が形成されることにもなります。近未来において職場全体のキャリアアップが図れるような、先行投資の視点を持った体制充実のマスタープランの検討が必要です。



岡山市こども総合相談所一時保護所 御中

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する  
第三者評価  
**報告書**

(令和5年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 総評

(2023年8月1日~2日 実地調査実施分)

優れていると思われるところ

事前にいただいた資料や子どもへのアンケート、現地調査を通して、全体的に岡山市こども総合相談所の一時保護所（以下「一保」と表記）は適切に運営されていると判断しました。

例えば現地調査の 1～2 か月前に行われた子どもへのアンケートでも、「ここでの生活（全体を通して）はどうでしたか」という質問に 85%の子どもが「よかった、まあよかった」と回答しており、「職員の人大切にされていると感じること」に対して、75%の子どもが「よくある、少しある」と答えていました。

また現地調査では、子どもも職員も穏やかな雰囲気であり、自由時間では子ども 3～5 人のグループにそれぞれ職員が入って、楽しそうに遊んだり話をしている姿が印象的でした。一保全体に子どもを温かく迎える雰囲気があり、安心して生活できる場が確保されているように思われます。一時保護される子どもには、トラウマや愛着障害を抱えたり、発達障害等の課題を持つ子ども多いのですが、その対応の基本は子どもが安らかに生活できる空間を確保することにあり、一保ではそれが実現できていると思われました。

その要因として考えられるのは、一人当たりの平均在所期間が約 15 日、と政令指定都市ではトップの短さであること、定員は 25 名ですが訪問日には 13 人の入所児という少なさ、その結果、居室がほぼ一人で使える個室状態であることなども、子どものイライラを減少させる効果があるのかもしれない。

また職員全員が交代で日直（その日の責任者）となります。日直は全体を把握する必要があり、責任を持つことなどがモチベーションアップに寄与すると同時に、特定の対応法や雰囲気に偏ることを防いでいるのかもしれない。また職員同士の声掛けも多く、新人職員の対応についても、否定することなく受容しながら別の対応法を提案する職員同士の声掛けは、職員が子どもの言動に対して受容的に接するモデルにもなっていると感じました。

さらにオンラインの共有システムに子どものデータを入力することで一保職員、児童福祉司（以下「福祉司」と表記）、児童心理司（以下「心理司」と表記）が相互に情報を閲覧することができ、毎週の援助方針会議では一時保護している子ども一人ひとりについて詳しく全体で情報共有されているなど、全国でもモデルになる取り組みだと思えます。

重点的に改善への取り組みが求められるところ

以下の 3 点については、改善や取り組みをすることで、さらに良い一保になると思えます。

① 子どもの権利保障と主体性確保の視点

多くの子どもは虐待という保護者による支配を受け、親の顔色をうかがいながら生活してきたことが想定されます。その保護者から離れて一保に来た後、ルールが強制された生活になると、保護者のコントロールが一保のコントロールに替わるだけで、子ども自身の選択や自己決定ができず、子どもの権利が発揮できない状態が続きます。例えば、子どもが職員に相談しても「職員で決める」と言われたときには、「結局おとなが決める」と感じて、意見を言う意欲が減少する可能性があります。

子どもの安全確保や、集団生活という環境のため一定のルールは必要ですが、子どもが主体的に行動できる機会を意識的に作られてはいかがでしょうか。例えば、子ども会議を開催して様々な要望やルールの変更を子ども達で決める、食事のリクエストを言う機会を作る、意見箱を子どもの生活空間に置き、出された意見をできるだけ取り入れるなども考えられます。ほかにも子どもから意見を求めたり、日々の生活の中で子どもが選択できる機会を設ける工夫ができないでしょうか。

また入所前に子どもへの説明に使う「一時保護所のしおり」を見直し、子どもの権利が守られていることを説明するための「一時保護所用の子どもの権利ノート」は是非作成していただきたく、作成時には子どもに相談しながら作られてはいかがでしょうか。

## ②相談部門との連携

システムで情報が共有できている点や、援助方針会議で一時保護児について状況を詳しく共有しているのは素晴らしいと思います。一方、保護部門と相談部門の齟齬は全国的にも課題ですが、岡山市でも、担当福祉司、担当心理司、一保担当者の3者での会議が持ちにくく、全国と同様に対応への不満が聞かれました。

その改善策として、入所後4日以内に福祉司と一保担当者での話し合いの義務化を提案します。

さらに可能であれば、お互いの業務実態を知る機会を作ることはいかがでしょうか。例えば福祉司が2泊3日一保で過ごす、一保職員が担当児童の保護者や関係機関への福祉司の面接に同行・同席するなどが考えられます。

## ③職員の増員

現在(2023年9月時点)、こども家庭庁では一保の設備や運営基準の見直しが進められており、来年度以降は職員配置も見直されるだろうと考えられています。

ただ現地調査の際には、入所児童の中に解離性障害(多重人格)を疑われる子どもや、子どもへのヒアリングの際に「おとなは信用できない」と明言する子がいるなど、対応困難な入所児は今後も増えることが予想されます。

そのため、新しい基準を上回る職員配置が必要であると感じました。

特に勤務ローテーションから外れた日勤の心理療法担当職員の配置は必須と考えます。また一保はすべての子どもが「特別にケアニーズが高い」と判断されるため、「新しい社会的養育ビジョン」で示された、子ども4人に対して常時職員2名の配置が望まれます。特に夜間は男女各2名の勤務が必要でしょう。

## 留意していただきたいところ

改善点ではありませんが、以下の3点についてご留意が必要と思います。

### ①一時保護ガイドラインの周知

厚生労働省通知の「一時保護ガイドライン」は一保業務の基本であり、職員ひとり一人が十分理解したうえで勤務することが必要です。ただし分量も多いため、ガイドラインの内容理解のための学習に関して職員の自主性に任せただけでなく組織的な取り組みが必要だと思えます。

### ②トラウマインフォームドケアができる組織作り

前述のとおり、一時保護されている子どもは被虐待や過酷な体験をしている子どもがかなりの割合で見られます。そのため「すべての子どもがトラウマを抱えていることを想定して、組織的にケアできる知識・技術・組織体制で対応する」というインフォームドケアができる一保になることが必要であり、まずはトラウマが及ぼす影響と、それへの対応方法を職員全員が理解することが大切です。

### ③施錠による職員殺害事件

1985(昭和60)年に名古屋市児童相談所一時保護所において、2人の中学女子が夜勤中であつた保母の首を絞めて殺害し、マスターキーを奪って逃走した事件がありました。警察発表では「(逃走するための)鍵を奪うには殺すしかないと考えた」とのことです(子どもの虹情報研修センター「平成22・23年度研究報告書「児童相談所のあり方に関する研究」37～38ページ」)。脱走防止のために施錠をすることには、最悪職員が殺傷される危険性もあることはご留意ください。

なお個々の項目の評価は、冒頭に指摘しましたとおり、岡山市の一保が個々の子どもにとって安心して生活できる場所になっているからこそ、「ここまでできているなら、もう少し良くなってほしい」という期待から、少し厳しいものもあるかもしれませんが、子どもがゆったりと安心して過ごせている現状を、さらに良くするための取り組みを期待します。



取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案等
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体として温かい姿勢で子どもと接しており、職員も一体感をもって対応されていました。ただ、さまざまな課題を抱えた子どもが集団生活をするため、多領域の専門知識と技術が求められる職場です。自己研鑽だけでなく、研修の機会があれば積極的にご参加ください。そのためには児相内部職員を講師にした一保職員研修も有効であると思います。さらに研修受講による職員欠員が参加の動機付けを妨げる面もあるので、人員支援等も重要です。</li> <li>・ また福祉司や心理司と担当ケース以外の件で意見交換をしたり、一保退所後の子どもの生活状況をフィードバックされることで、専門性がいっそう強化されると考えます。</li> </ul>
児童相談所 (一時保護所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員は子どもにいていないに受容的にかかわっていますが、一保全体としてはルールが優先した管理的な面を感じますので、改善に取り組んでいただきたいと思います。</li> <li>・ 「子どもの権利保障」「最善の利益」など、岡山市こども総合相談所が目指す一保の姿をより一層具体化し、児童相談所職員が共有するための「理念」を策定することは、前述の改善も含め、よりよい一保作りを継続するために有効だと思います。保護児童への思いをもった職員が一丸となった取り組みに、ぜひ挑んで頂きたいと思います。</li> <li>・ 今後はトラウマインフォームドケアが必要です。子どもの言動に現れるトラウマの影響を職員全員が理解し、適切な対応がとれるよう研修の機会の確保が必要です。その研修の内容として、愛着問題、トラウマの問題、障害の問題のほか、グリーフケアに関するものなどについて行うことを提案します。研修は引き続き強化してほしいと思います。</li> </ul>

<p>設置自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総論にも記載した“ローテーションに入らない心理職の配置”など、人員配置の改善は早急に必要です。さらに夜間については現在、原則として職員と学生アルバイト2名の合計3名体制となっていますが、例えば男性職員の勤務の際に、女子児童の持ち物の確認や身体介助を要する場面などで対応できる同性職員が不在となってしまいます。少なくとも新たな職員（有期職員を含む）を増やして、夜間は男女各2名の職員で構成する体制にすべきと思われます。</li> <li>・ また一保の課題は児童相談所だけで解決できることではなく、社会的養護施設の満員状態の解消、里親の増加への取り組み、在宅支援ができるように区の家相談部門や要対協の強化など、岡山市全体での取り組みが必要だと思います。</li> <li>・ 閉鎖が必要な子ども以外は、一時保護中であっても学校に通学することのできる体制づくりが必要であり、学校への送迎の人的体制整備や、自ら通学できる高年齢児については通学に要する費用の予算化が必要と思われます。</li> </ul> <p>来年度の社会的養育整備後期計画の策定においては、これらの点も盛り込まれることを願います。</p>
<p>国</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022（令和4）年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究 報告書」2023(令和5)年3月 三菱UFJ リサーチ&amp;コンサルティング株式会社 において言及されている一保の職員配置基準を国において実現することは、重要であります。今回、25人定員で13人が入所している状態でありましたが、それでも個別対応に限界があり、子どもの個別の日常の悩みを向き合って聞くこと、学校や病院への送迎、研修をしっかりと受けること、夜間においても複数正規職員が対応することを実現するには少なくともこの報告書が掲げる配置案を実現する必要があると思われます。</li> </ul>